

令和3年8月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和3年8月市川市教育委員会 定例会 会議録

1 日 時 令和3年8月5日（木）午後3時開議

2 場 所 生涯学習センター 第3研修室

3 日 程

1 開会

2 会議成立の宣言

3 議事日程の決定

4 議案第27号 市川市教育委員会教育功労者表彰規程の一部改正について

議案第28号 市川市教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について

議案第29号 市川市立塩浜学園の敷地の変更について

議案第30号 令和4年度使用教科用図書採択について

5 その他

6 閉会

4 本日の会議に付した事件

1 議案第27号 市川市教育委員会教育功労者表彰規程の一部改正について

議案第28号 市川市教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について

議案第29号 市川市立塩浜学園の敷地の変更について

議案第30号 令和4年度使用教科用図書採択について

5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	島田	由紀子
委員	大高	究
委員	山元	幸惠
委員	広瀬	由紀

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松丸	多一
生涯学習部長	永田	治
生涯学習部次長	吉田	一弘
学校教育部次長	新部	操
教育総務課長	町田	茂幸
教育施設課長	小山松	健
指導課長	野口	敏樹

指導課主幹、指導主事

3名

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	須志原	みゆき
//	副主幹	三河	崇邦
//	副主幹	岩瀬	絢子
//	主 査	新田	伸子
//	主 査	滝口	陽子

○教育長

それでは、ただ今から、令和3年8月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議の傍聴につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、別会場に傍聴席及びスクリーンを用意し、傍聴していただくことといたしました。傍聴人の皆様をお願いいたします。お渡しいたしました傍聴券に記載されております、傍聴人の遵守事項について守っていただき、傍聴されますようお願いいたします。議事日程に入ります前に、去る8月1日をもって、任期満了に伴い平田信江委員が退任されました。その後任として、6月市議会定例会で議会の同意を得て、新たに広瀬由紀委員が8月2日付けで教育委員会委員に任命されました。よろしくをお願いいたします。そこで、教育委員会委員の構成に変更がありましたことから、改めて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、教育長の職務代理者を指名させていただきます。職務代理者には、引き続き平田史郎委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。また、職務代理者に事故があるとき又は欠けた場合の次の教育長の職務代理者には、島田由紀子委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案4件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。はじめに、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田史郎委員、山元幸恵委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、お願いいたします。

○平田史郎委員

かしこまりました。それでは、「議案」に入らせていただきます。議案第27号「市川市教育委員会教育功労者表彰規程の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第27号「市川市教育委員会教育功労者表彰規程の一部改正について」ご説明いたします。議案1ページをお願いいたします。はじめに、改正の理由です。本規程は、教育功労者の表彰に関する必要な事項を定め、教育功労者に相応しいものとして推薦のあったものについて表彰候補者選考委員会に諮り、その選考結果に基づき表彰候補者を決定する旨を規定しております。令和3年度の人事異動による担当参事の配置等を踏まえ、選考委員会を柔軟に運営することができるよう、選考委員会の構成職員の規定を改めるほか、所要の改正を行う必要があるため、本規程の一部を改正するものでございます。次に、改正の内容でございます。議案の3ページ、新旧対照表をお願いいたします。1点目は第6条の表彰候補者選考委員会に係る構成職員の見直しです。教育長、教育次長、部長に加え、市川市教育委員会事務決裁規程第2条第8号から第10号に定める理事、次長及び参事については、教育長が指名する者を選考委員会の構成職員と

するものです。戻りまして、議案の2ページをお願いいたします。2点目は、様式第1号の表彰候補者推薦調書における推薦者の押印欄を廃止する措置を講ずるものでございます。最後に、施行期日です。速やかに本規程を施行させる必要があることから、公布の日を施行期日とするものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。それでは、以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますか。特に質疑がないようですので、議案第27号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

○教育長

それでは、次に、議案第28号に入りますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、広瀬委員は、一旦退席をお願いいたします。これにて、暫時休憩といたします。

(広瀬委員 退席)

○教育総務課長

教育長、議事の再開をお願いいたします。

○教育長

議事を再開いたします。平田史郎委員、お願いいたします。

○平田史郎委員

かしこまりました。

次に、議案第28号「市川市教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第28号「市川市教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について」ご説明いたします。議案5ページ、6ページをお願いいたします。本審議会におきましては、教育振興基本計画や、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査審議していただくものでございます。今回の解嘱及び委嘱の理由は、本審議会委員のうち、第1号委員の広瀬由紀委員から、辞任願の届け出がありましたことから、解嘱及び新たに委員の委嘱を行うものでございます。後任の委嘱委員は、前市川市立須和田の丘支援学校校長、五十嵐祐子氏でございます。解嘱日は本日8月5日、後任の五十嵐委員の任期は8月6日から、前任者の残任期間である令和4年1月6日までとなります。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第28号を採決いたします。本案を

原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。教育長、お願いいたします。

○教育長

それでは、広瀬委員に入室していただきますので、しばらくお待ちください。
(広瀬委員 再入室)

○教育長

平田委員、議事の再開をお願いいたします。

○平田史郎委員

続きまして、議案第29号「市川市立塩浜学園の敷地の変更について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育施設課長

教育施設課長です。議案の7ページをお願いいたします。議案第29号「市川市立塩浜学園の敷地の変更について」説明いたします。市川市立塩浜学園は、平成27年4月に、小中一貫校として開校いたしました。その後、平成30年9月に、前期課程校舎と、後期課程校舎を統合した、新校舎建設工事が開始され、令和2年8月18日から供用を開始しております。恐れ入ります、8ページをご覧ください。これまでの同学園の敷地は、上段の敷地変更前の図のように、32,833平方メートルでしたが、下段の敷地変更後の図、こちらに示しております旗竿型の部分、6,205平方メートルの敷地につきましては、学校敷地として使用しなくなりましたので、同学園の敷地を、26,628平方メートルへと変更するものでございます。なお、変更前の敷地は、一筆の土地でしたので、下段の図、6,205平方メートルの部分につきましては、分筆登記をしております。説明は、以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に無いでしょうか。旗竿型のところはどのような状態になっているのでしょうか。

○教育施設課長

教育施設課長です。現状、学校と旗竿部分の境にはフェンスを設置しております。そして、旗竿部分の土地につきましては、整地をいたしまして、近隣への配慮として、砂ぼこり等が飛ばないようにクローバーの種子を噴霧いたしまして、まだ芽は出ておりませんが、間もなく発芽して安定すれば緑一面になっていくということになります。

○平田史郎委員

有効活用法というのは、緑地だけということでしょうか。

○教育施設課長

教育施設課長です。活用につきましては、教育目的を視野に入れて、今後検討してまいりたいと思っております。以上です。

○平田史郎委員

ありがとうございます。他に質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第29号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第30号「令和4年度使用教科用図書の採択について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○指導課長

指導課長です。議案第30号「令和4年度使用教科用図書の採択について」ご説明いたします。公立学校の教科用図書の採択権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号に定められているとおり、市町村教育委員会にあることから、令和4年度に使用する小・中学校の教科用図書、及び特別支援学校の小・中学部並びに小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について議決を求めるものでございます。教科書採択の公正確保につきましては、千葉県教育委員会から以下の点について指導がございました。1つ目として、採択権者の権限と責任において適正かつ公正に行う必要があり、外部からの不当な影響に左右されないこと。2つ目として、教育委員会会議の適切な審議環境を確保し、公開で行う場合には、傍聴のルールを明確に決めておくことなど、適切な採択環境の確保に努めなければならないこと。3つ目として、教科書発行者の宣伝行為についてもその実態を把握し、事前に適切な対策を講じること。4つ目として、過大な宣伝行為、その他外部からの不当な影響等により採択の適正・公正の確保に関し問題が生じた場合には、採択権を有する者において適切な措置を講ずるとともに、速やかに千葉県教育委員会に報告すること。以上が指導の主な内容でございます。本市の教科用図書の採択につきましては、市川市、浦安市の二市で構成する葛南西部採択地区協議会で、同一の教科用図書を採択することとなっております。本日までに、両市による採択地区協議会が、5月21日、7月15日の2回開催されました。第2回採択地区協議会におきましては、市川市、浦安市の子どもたちにとって、適切な教科書を選定するため、研究調査委員の報告をもとに、市川市、浦安市の協議会委員による議論を経て選定が行われましたことをご報告させていただきます。なお、教科書採択が公正に行われるよう、静ひつな環境を保つため、採択業務が終わる8月31日まで、採択事務は非公開で行わせていただいております。しかし、市教育委員会では、教科書採択の様子を視聴していただくことで、教科書採択への理解を深めていただくために、本日の会議を公開します。教科書採択に係る資料は、本年9月1日以降、中央図書館、行徳図書館等にて閲覧できます。本会の採択に係る具体的な協議内容でございますが、2点ございます。1つ目として、令和4年度に中学校で使用する教科用図書につきまして、令和3年度と同一の教科書を選定すること。ただし、社会歴史的分野において、自由社の「新しい歴史教科書」が教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を

経て新たに発行されました。これに伴い、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことが可能であることを受け、教科用図書葛南西部採択地区では令和2年度に採択された帝国書院の「中学生の歴史」と自由社の「新しい歴史教科書」の2社の教科用図書検定本により改めて協議することとしました。2つ目として、特別支援教育の教科用図書につきまして、学校教育法附則第9条の規定による一般図書における新規本3冊についての協議・選定を行います。また、使用する児童生徒の実態が多様であり、各学校で児童生徒の実態に応じた選択を可能とするため、特別支援教育で使用する教科書として、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書、点字版教科書、及び拡大教科書、令和4年度使用する学校教育法附則第9条の規定による一般図書を一括して選定について諮ることとなっています。それでは、本年度採択についてご審議をお願いする中学校用社会歴史的分野教科用図書と特別支援学校及び特別支援学級用の教科用図書について、ご説明させていただきます。なお、各教科の質疑の回答につきましては、主にそれぞれの指導主事よりお答えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。では、中学校社会歴史的分野についてご報告いたします。歴史は2社の教科用図書検定本のうち、葛南西部採択地区協議会では、帝国書院の「中学生の歴史」が選定されました。研究調査委員の報告と協議会委員が協議した結果を踏まえ、各社の教科用図書について、その特色と選定理由をご説明させていただきます。まず、自由社です。自由社では、史料や年表、図版など資料が豊富に準備されております。本文中には①、②、③のように番号が振られ、対応する番号の資料を参照することで、理解がより深まるよう工夫されています。例えば、本文に「頼朝が鎌倉に簡素で実際的な武家政治の拠点を築きました。」②とあります。資料②では空から見た当時の鎌倉の地形が掲載され、南は海に面し、三方を山に囲まれた天然の要塞として、幕府を置くのに適していることが容易にわかるようになっております。学習のまとめ方については、毎時間の学習を終えた後に、挑戦したいポイントの課題として「チャレンジ」という記事が置かれています。章末の復習問題のページでは知識の整理ができるように工夫がされ、時代の特徴を考えるページでは探究を促したり、学んだことを自分で構造化したりする場が設定されています。歴史を考える視点において、「外の目から見た日本」というコラムが全部で6か所あり、外国から日本がどのように見られていたのかを紹介しています。次に選定されました、帝国書院です。各単元の導入資料「タイムトラベル」では、その時代を表す重要な場面をわかりやすく絵で表現しています。各時代のイメージが容易に分かることはもちろん、多面的・多角的に何が描かれているのかを読み取ることができます。また、「前の時代では見られなかった様子や共通する点」を比較させ、変化と継続の気づきを促し、時代の特徴をつかむことが可能となっております。さらに地図帳編集のノウハウを生かし、絵にはグリッドを付け、地図帳のように記号を使って位置を示す工夫がされており、生徒の話し合い活動や交流活動を促しています。このように、絵を用い学習の見通しを立てる活動を行うことで、「主体的に学習に取り組む態度」に関わる評価にもつなげることができます。章・節では単元を貫く学習課題が明確で、単元全体の学習構造がわかりやすく示されているため、生徒が見通しをもって学習に取り組めるよう工夫され

ています。章末での学習の振り返りが、次の時代の学習へ向かう見通しを持たせることにつながっています。コラムも充実しており、「未来に向けて」～対話的な学びのために～43テーマ、「特設ページ・コラム」～深い学びのために～39テーマ、技能を磨くコラムなど豊富にそろえています。その他にも小学校や地理、公民分野との関わりを示し、段階的な基礎・基本の定着と思考力・判断力・表現力等の育成ができるよう考慮し、資料に基づく対話的な学びへの工夫がされています。以上のことから、歴史的な分野は、帝国書院の「社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き」が選定されました。続きまして、特別支援教育についてご報告いたします。葛南西部採択地区協議会において、令和4年度使用の学校教育法附則第9条の規定による一般図書につきましても、新規で選定対象となりました3冊を中心に協議され、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書、学校教育法附則第9条の規定による一般図書、点字版教科書及び拡大教科書の全てが選定されました。研究調査委員の報告と協議会委員で協議した結果を踏まえ、学校教育法附則第9条の規定による一般図書の新規本3冊について、その特色と選定理由についてご説明させていただきます。最初に、国語の太郎次郎社「漢字がたのしくなる本シリーズ 漢字がたのしくなる本ワーク2 あわせ漢字あそび」です。学年を追った漢字練習帳と違い、かたちの似ている漢字がまとめて掲載されています。さらに、意味から漢字を覚えたり、漢字を分解したり、音読教材が盛り込まれている等、様々な視点からアプローチされており、その子に合った覚え方を見つけるきっかけにもなります。次に、生活・社会のポプラ社「音のでる知育絵本15 こえでおぼえるごあいさつえほん」です。日常生活に必要な10種類の基本的な挨拶が取り上げられており楽しく学べる本となっています。音声とポップアップのしかけを使って、使用者があいさつの場面をイメージしやすいようになっています。同じ絵のボタンをマッチングさせる等、楽しみながらあいさつの言葉を覚えられるように工夫されています。次に、外国語のくもん出版「CD付き英語カード あいさつと話しことば編」です。日常生活でよく使用する46の会話表現の絵カードから作られています。絵や文字は明確で見る側にもわかりやすく、表面には英語の会話表現が紹介され、裏面には大きく書かれた英語と日本語訳があります。一つのカードにつき、一つの会話表現が書かれているため、授業では実際に会話形式で学習することもできます。カード形式なので、児童生徒の実態に応じて、教員側が配列や提示の仕方などを工夫できます。さらにネイティブスピーカーによる発音やリズム合わせで発音するチャンツ、英語ソング等のCD付きで英語を楽しく学ぶことができます。以上のことを踏まえ、特別支援教育では、使用する児童生徒の実態が多様であることから、各学校で児童生徒の実態に応じた教科書の選択を可能とするため、令和4年度に特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書につきましても、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書、学校教育法附則第9条の規定による一般図書新規本3冊を含む136冊、点字版教科書及び拡大教科書のすべてが、一括して選定されました。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

詳細な説明をありがとうございました。それでは質疑に入りますが、まず歴史

的分野についての、質疑はございますでしょうか。島田委員。

○島田由紀子委員

新学習指導要領では、社会科の全ての分野で課題解決的な学習の充実が求められていますが、各社どのような特徴が見られますか。教えてください。

○指導主事（社会）

社会科担当です。両社とも各時間に学習課題が設定されています。特に帝国書院の教科書では、各時間の学習課題のみならず、章や節に単元を貫く学習課題を設定し、探究していくという形式を取っています。単元の構造がわかりやすく示され、生徒が見通しをもって主体的に学ぶことができるよう工夫が見られます。以上でございます。

○平田史郎委員

島田委員、よろしゅうございますか。

○島田由紀子委員

ありがとうございます。

○平田史郎委員

それではこの他、何か質問はございませんか。山元委員。

○山元幸恵委員

これからの時代を生きていく子どもたちにとって、現代的な課題であるSDGs「持続可能な開発目標」について、考えることはとても大切なことだと思います。このような課題の取扱いについて、特徴的な教科書があれば教えていただきたいと思います。

○指導主事（社会）

新学習指導要領のポイントとなっておりますが、これについては、帝国書院では適切な内容が盛り込まれています。持続可能な社会の形成に積極的に関わる意識を育むようになっており、本時の学習内容との関連を、「SDGs」に関連する項目をマークを用いて示したりする工夫がなされております。

○山元幸恵委員

ありがとうございました。

○平田史郎委員

よろしゅうございますか。それでは続いて何か質疑はございますか。広瀬委員。

○広瀬委員

よろしく願いいたします。GIGAスクール構想が本格的に始動し、新たな学びのスタイルが求められ、例えば、ICT機器を活用した授業を進めていくことになると思いますが、各社工夫されている点はございますか。

○指導主事（社会）

帝国書院は二次元コードが準備されており、資料提供だけではなく、「NHK for school」や「学習を振り返ろう」の解答なども収録されており、コンテンツが豊富で学習の助けになります。

○広瀬由紀委員

ありがとうございました。

○平田史郎委員

よろしゅうございますか。それでは私から一つ伺いたいのですが、採択替えが制度上可能であるということですが、採択された教科書は、4年間使用するものとなるという前提で選ぶことになっていると思います。仮に教科書が1年で変わることになると、現場は混乱をきたすのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○指導主事（社会）

教員も学習計画を立て、様々な資料を収集したり、教材研究をしていくので、教科書が1年で変わると新たに教材研究をしたり、混乱が生じたり、生徒たちにも影響が出たりすることが予想され、あまり適切ではないと考えます。

○平田史郎委員

かしこまりました。その通りだと思います。その他、質疑はございますか。よろしゅうございますね。それでは続いて、特別支援教育についての質疑に入りたいと思います。ご意見ございますか。大高委員。

○大高究委員

今回、新たに追加された3冊でございますけれども、ユニバーサルデザインという視点で見るといかがでしょうか。

○指導主事（特別支援教育）

特別支援教育担当です。教科書として考えたときに、余計な刺激が少ないことも大切な視点だと考えております。例えば、今回追加されました国語の漢字ワークを見ますと、背景がシンプルで、見るべきものに着目できるようになっております。また、文字の色合いもグレーやこげ茶などで書いてあり、目に優しい色合いになっております。刺激に弱い子どもたちにとってとても良いと思っております。以上でございます。

○大高究委員

ありがとうございます。

○平田史郎委員

よろしゅうございますか。それではこの他に質問はございませんか。広瀬委員、お願いします。

○広瀬由紀委員

よろしく願いいたします。今回新たに追加された外国語を含めまして、それぞれの教科で、お子さんの成長やニーズに合わせて、どのように現場では工夫して教科書を選んで、活用されていますか。

○指導主事（特別支援教育）

特別支援学校や特別支援学級では、個別の指導計画を作成し、児童生徒の実態把握に努めております。目標と手立てを考えながら、児童生徒に合った教科書を選んでおります。また、児童生徒の成長に応じて、年度途中にも教材を工夫したり、新たに追加されたりしながら、日々の学習の充実に努めています。例えば、今回新たに追加されました外国語の一般図書は、個人が使用するだけでなく、フラッシュカード形式や、カルタのように使用したり、カードを複数枚利用して、会話形式にすることで、ペアで会話練習をしたりすることもできます。小集団での活動で使用するなど、先生方が学級の実態に応じて、工夫していくことができます。

考えています。

○**広瀬由紀委員**

ありがとうございました。

○**平田史郎委員**

それではこの他に質問はございますか。山元委員。

○**山元幸恵委員**

一点お伺いします。学校教育法附則第9条の規定により、多くの一般図書が採択され、選択肢が多いことは良いことだと思いますが、担任が担当する児童生徒の発達段階や個性に応じた図書を選ぶこと、それも大変重要になっていくと考えます。担任が適切に選択できるための、支援や工夫がどのようにされているのか、お伺いします。

○**指導主事（特別支援教育）**

教科書展示会を行っておりますので、夏の研修会の時に先生方に展示会を見ていただくようお伝えしています。先日も小・中学校の特別支援学級の担当者の研修会がございました。早めに先生方に来ていただいて、教科書をご覧になる学校もありましたし、休憩時間に教科書を見ている先生もたくさんいらっしゃいました。また、教育委員会としまして、特別支援教育の経験の少ない先生もいらっしゃいますので、年度始めと夏の研修会に教科書の給与の仕方について伝えております。また特別支援学校では、教科書センターから一般図書を借りて、学校で図書の研修会を行っていると聞いております。一人ひとりに合った教科書を選ぶように、教科書の内容をよくよく見て子どもたちに合った本を選ぶように努めております。以上でございます。

○**山元 幸恵委員**

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

○**平田史郎委員**

そのほかに質問はございますか。島田委員、お願いします。

○**島田由紀子委員**

お願いいたします。文部科学省著作教科書、通称「☆本（ほしぼん）」には、社会や理科の教科書はありませんが、どうするのでしょうか。教えてください。

○**指導主事（特別支援教育）**

検定本が児童生徒の実態に合わない場合は、下の学年の検定本を給与することができ、また、下の学年の検定本も合わないということだと、学校教育法附則9条の規定による一般図書から選ぶこととなります。例を挙げますと、生活・社会という分野から理科的な内容や社会的な内容の図書、道徳に關係する図書を道徳科として選ぶような形をとっております。

○**島田由紀子委員**

ありがとうございました。

○**平田史郎委員**

それでは、その他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、続けて令和4年度小学校使用教科用図書について説明をお願いします。

○指導課長

指導課長です。令和4年度小学校使用教科用図書について、報告をいたします。法令に基づいた千葉県教育委員会からの通知に、「令和4年度の小学校用教科用図書の採択については、基本的に令和3年度と同一の教科用図書を採択しなければならないこと」とあることから、令和4年度小学校使用教科用図書については、今年度と同一の教科書が選定されていますことをご報告いたします。なお、令和3年度の小学校使用教科用図書につきましては、令和2年度葛南西部採択地区で研究調査委員による調査を踏まえて慎重に、そして適正に選定し、浦安市、市川市それぞれの教育委員による会議において採択されていることを申し添えます。以上です。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、その他、全般的に質疑はございますでしょうか。他に質疑がないようですので、議案第30号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

本日予定しておりました議案の審議はこれで終了いたします。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

それでは、これもちまして、令和3年8月定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後3時40分閉会)